

平成 2 5 年 3 月定例会 原案可決・全会一致

議会案第 16 号

地方財源の確保を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 大 城 宏 之

地方財源の確保を求める意見書

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況におかれる中、自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような中、政府は「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」を含む平成25年度予算編成の基本方針を閣議決定した。

地方交付税は、本来、地方の税収とすべき税を、国税として国が代わって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源である。

今回の地方公務員給与の取扱いについては、地方固有の財源である地方交付税の性格を否定するものであるとともに、地方財政計画に国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制するものであり、地方自治の根幹にかかわる重大な問題である。

また、福島県において、震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げる事は、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。併せて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。
- 2 自治体職員の人件費の決定にあたっては、従来通り自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

郡山市議会